

高 圧 臨 時 電 力 A S

(主契約料金表)

2025年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この高圧臨時電力A S料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、高圧臨時電力A Sといたします。

3 適用範囲

高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット以上であり、かつ、500 キロワット未満で、契約使用期間が 1 年未満のものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

4 契約使用期間

契約使用期間は、料金適用開始の日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

6 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

7 契約電力

契約電力は、電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025 年 4 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。）別表 4（契約電力等の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 47,000 円を下回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 47,000 円を上回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が 10 円 82 銭を下回る場合は、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)イによって算定された平均市場価格が 10 円 82 銭を上回る場合は、供給条件別表 3（市場価格調整）(1)ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,294 円 16 銭
-----------------	---------------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	20 円 47 銭	19 円 18 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等によって算定された値といたします。

高圧臨時電力A S（主契約料金表）

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。

9 その他

契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、高圧臨時電力A Sを適用いたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2025年4月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A 0 2 7 2）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。

2026 年 11 月 1 日以降において高圧臨時電力 A S 料金表
(2025 年 4 月 1 日実施) にもとづき供給を受けるお客さま

2026 年 11 月 1 日以降の料金に
ついての取扱い
(高圧臨時電力 A S 料金表 2025 年 4 月 1 日実施分)

＜別冊＞

2026 年 11 月 1 日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この 2026 年 11 月 1 日以降の料金についての取扱い（高圧臨時電力 A S 料金表 2025 年 4 月 1 日実施分）〈別冊〉（以下「この別冊」といいます。）は、電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025 年 4 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には変更後の供給条件によります。）にもとづき、この別冊適用の際現に高圧臨時電力 A S 料金表（2025 年 4 月 1 日実施。以下「料金表」といいます。）を適用して電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 料 金

2026 年 11 月 1 日以降に使用される電気に適用する料金表に定める料金における契約電力 1 キロワット当たりの基本料金および 1 キロワット時当たりの電力量料金は、料金表の定めによらず、次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	2,439 円 36 銭
-----------------	---------------------

(2) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	20 円 66 銭	19 円 37 銭

3 そ の 他

その他の事項については、供給条件および料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この別冊は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この別冊の実施にともなう切替措置

この別冊実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、供給条件 18（料金の算定）および 19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。